

犬山市史平成編 編さん計画

令和4年2月

令和5年3月改訂

1 目的

犬山市では、昭和54年（1979年）に刊行された『犬山市史資料目録』をはじめとし、平成10年（1998年）までに史料編6巻、通史編2巻、その他6巻の計14巻を刊行した。前回の市史編さん事業から20年以上が経過し、市の状況や人々の生活も大きく変化している。

また、市のあゆみを知ることのできる貴重な資料や人々の記憶を保存・記録し、市民の共有財産として将来に引き継いでいくことは喫緊の課題となっている。

そこで、既刊の『犬山市史』の続きの時代となる平成年間を中心として資料を収集・調査し、記録を後世に正しく伝えていくとともに、郷土の歴史や文化に対する市民の理解や愛着を深めることを目的として新たな市史編さんに取り組み、市制70周年を迎える令和6年度を目途に『犬山市史平成編』を刊行する。

2 基本方針

- (1) 犬山市の地域的、歴史的特性に配慮し、行政、経済、産業、文化など多岐にわたる分野に焦点をあて編さんする。
- (2) 市民に親しまれ、郷土への愛着を深めるとともに市民の文化活動に寄与できるよう、できるかぎり平易で簡潔な文章で記述するとともに、カラー写真や図版、映像資料等を多く取り入れる。
- (3) 既刊の『犬山市史』やこれまでの諸研究、歴史資料を参考にするとともに、各分野における最新成果を取り入れ市史を編さんする。
- (4) 資料収集・調査は市民の理解と協力の下で行うとともに、関係市町村や各団体と連携し、市内外にわたって幅広く行うものとする。
- (5) 編さんの過程で収集・調査した資料は適正に保存・管理し、広く市民等に公開して、その活用に努める。

3 刊行計画

(1) 編さん期間は、令和3年度から令和8年度までを予定する。

(2) 編さんスケジュールは別表のとおりとする。ただし、資料の収集状況や調査の進捗状況などを勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

(別表) 犬山市史平成編 編さんスケジュール

年度	事業概要	編さん委員会	専門部会	事務局
2	・体制づくり	・編成	・編成	・編さん委員会、 専門部会の編成 ・既存資料の整理、 リスト化
3	・調査 ・執筆準備	・編さん計画策定	・資料収集・調査方法 の確認 ・資料収集・調査 ・原稿執筆準備	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動
4	・調査 ・執筆準備	・事業の進捗確認 ・執筆要領策定	・資料収集・調査 ・執筆要領策定 ・原稿執筆準備 ・収録内容の調整	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動
5	・調査執筆	・事業の進捗確認 ・収集資料の活用策 検討	・資料収集・調査 ・収録内容の調整 ・原稿執筆	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動
6 市制 70周年	・調査執筆 ・資料編刊行	・事業の進捗確認 ・資料編校正 ・収集資料の活用策 検討	・資料編校正 ・収録内容の調整	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動
7	・調査執筆	・事業の進捗確認 ・収集資料の活用策 検討	・原稿執筆 ・収録内容の調整	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動
8	・通史編刊行	・事業の進捗確認 ・通史編校正 ・収集資料の活用策 検討	・通史編校正	・委員会、部会に関する 事務 ・編さん事業に関する 広報活動

4 構成・内容（イメージ）

（１）仕様

名称・巻数	犬山市史平成編（全２冊） 『犬山市史 資料編 平成』１巻 『犬山市史 通史編 平成』１巻
判サイズ	資料編：A5判、横書き 通史編：A5判、縦書き
製本	上製本
刷色	グラビアページ：フルカラー 本文：フルカラー
ページ数	資料編：１，０００ページ程度 通史編：８００ページ程度
刊行部数	１，０００部程度
その他	付録DVD等

- ・編さんの過程においてより適した体裁がある場合には適宜変更するものとする。
- ・市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるよう努める。

（２）内容

①資料編（重点的に収集、整理する予定の資料）

- ・各種統計資料
- ・広報バックナンバー
- ・犬山市に関する新聞記事
- ・行政資料
- ・写真、パンフレット
- ・その他、平成年間を中心に犬山にゆかりの深い資料 等

②通史編（平成年間を中心とした犬山市の通史）

- ・歴史…行財政、人口、福祉、健康、教育、市民活動等
- ・地理…自然、農業、工業、商業、災害、交通、都市計画等
- ・民俗…祭礼、伝統行事、伝承等
- ・観光・文化…観光、文化財、文化施設等

5 編さん体制

(1) 市史の編さんをするために次の組織を置く。

- ①編さん委員会
- ②専門部会

(2) 編さん委員会の構成は次のとおりとする。

- ①学識経験者（2名）
- ②公共的団体の構成員
 - 犬山市教育委員会委員代表（1名）
 - 犬山市文化財保護審議会代表（1名）
 - 犬山市観光協会代表（1名）
 - 犬山商工会議所代表（1名）
 - 名古屋経済大学代表（1名）
- ③その他教育委員会が必要と認める者

(3) 編さん委員会に市史の編さんに関して専門的な見地から調査及び検討するため、専門部会を置く。

専門部会の構成員は、編さん委員会の委員長が指名した者をもって充てる。

(4) 編さん委員会の庶務は、教育部歴史まちづくり課において行う。

6 普及活動

市史の編さんについて市民からの協力と理解を得るための普及活動を行う。

(1) 広報紙や市のホームページ等を活用して犬山市史編さん事業について情報発信を行うとともに、市民からの情報や資料提供を呼び掛ける。

(2) 市史の刊行を記念して講演会を実施し、市民の興味関心を深める。